

(意見書案第 15 号)

一般貸切旅客自動車運送事業等の安全確保の徹底を求める意見書

本年 1 月、長野県軽井沢町において、乗客乗員 15 人が死亡し、26 人が重軽傷となる悲惨なスキーツアーバス事故が発生した。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は、国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものへの社会的信頼を大きく失墜させるものである。

こうした中、国土交通省の特別監査などを通じて、事故を起こしたバス会社では、事故発生前に実施した監査や処分では是正を指示されていたにもかかわらず、安全管理上の問題が再度確認されたことや、バス会社と旅行会社との間で、国が定める運賃下限を大きく下回る金額で契約していた事実等も明らかになったところであり、安全対策及び事故防止の徹底を図るためには、このたびの事故原因の徹底究明とともに、一般貸切旅客自動車運送事業等における構造的な問題も含めた抜本的対策の検討がなされなければならない。

よって、国においては、関係省庁の緊密な連携のもと、法令遵守のための指導監督等を徹底するとともに、二度とこのような事故が繰り返されることのないよう、現在、国土交通省の事故対策検討委員会において検討を進めている貸切バス事業者の規制緩和による大幅な増加、監査実施体制などについて総合的な対策を踏まえ、実施可能なものは速やかに実行に移すとともに、徹底的な再発防止策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 24 日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣

} 宛